

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



せいかつほご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

せいかつほご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあります。

こま とき そうだん
お困りの時はためらわずご相談ください。

か しぼ し ふく し じ む しょ
香芝市福祉事務所

かしぼしやくしょ ふくしぶ せいかつしえんか
(香芝市役所 福祉部 生活支援課)

【もくじ】

1. 生活保護 <small>せいかつほご</small> とは	2ページ
2. 生活保護 <small>せいかつほご</small> を受ける前 <small>う まえ</small> には	2ページ
3. 生活保護 <small>せいかつほご</small> の種類 <small>しゅるい</small>	3ページ
4. 生活保護 <small>せいかつほご</small> のしくみ	4ページ
5. 生活保護 <small>せいかつほご</small> を申請 <small>しんせい</small> されたら	5ページ
6. 生活保護 <small>せいかつほご</small> を受ける方 <small>う かた</small> に守 <small>まも</small> っていただくこと	5ページ
7. 指導 <small>しどう</small> および指示 <small>しじ</small>	7ページ
8. 病気 <small>びょうき</small> になったり介護 <small>かいご</small> が必要 <small>ひつよう</small> になったとき	7ページ
9. ケースワーカーとは	8ページ
10. 民生委員 <small>みんせいいいん</small> とは	8ページ
11. 個人情報 <small>こじんじょうほう</small> について	8ページ
12. 保護費 <small>ほごひ</small> の支給 <small>しきゅう</small>	9ページ
13. 保護費 <small>ほごひ</small> を返 <small>かえ</small> してもらうことがあります	9ページ
14. 減免 <small>げんめん</small> をうけられるもの	10ページ
15. 生活保護 <small>せいかつほご</small> の原理 <small>げんり</small> と原則 <small>げんそく</small>	10ページ

1. 生活保護とは

私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の中心者が亡くなったり事故にあったりするなど、いろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。

日本国憲法第25条には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念が定められています。

生活保護は、この理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で生活していけるよう経済的な援助を行うとともに、日常生活や社会生活の自立に向けて支援する制度です。また、保護を受ける人は、自分の生活のためにあらゆる努力をすることが必要です。

2. 生活保護を受ける前には

生活保護を受ける前には、次のような努力をしてください。

それでもなお最低限度の生活が維持できない場合に、生活保護法による援助が受けられることになっています。

① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。

② 保有している資産は、活用したり処分したりして、生活費にあててください。

預貯金・有価証券・生命保険・貴金属・土地・家屋・自動車などは、原則保有

を認められませんが一定の条件のもとに認める場合があります。

※土地・家屋は処分価値が低く住み続ける方が自立に有益な場合、自動車は

障害者の通勤、通院など特別な事情がある場合など

③扶養義務者(親や子ども、兄弟姉妹)らとよく話し合い、できるかぎりの援助を受ける努力をしてください。

※扶養義務者がいれば保護が受けられないということではありません

④年金や手当、保険など、他の法律や制度で受けられる援助があれば、すべて受けてください。

⑤暴力団員に対しては保護の要件を満たさないものとして申請を却下するなど厳正に対応します。

3. 生活保護の種類

生活保護にはつぎの8つの種類(扶助といいます)があり、その世帯の状況に

応じて、国が定めた基準(最低生活費)の範囲内で受けられます。

①生活扶助 食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用

②住宅扶助 家賃・地代・家屋の修理などの費用

③教育扶助 義務教育に必要な学用品費・給食費・課外クラブの活動費など

④介護扶助 介護保険によるサービスを受けるために必要な費用

⑤医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用

⑥出産扶助 出産に必要な費用

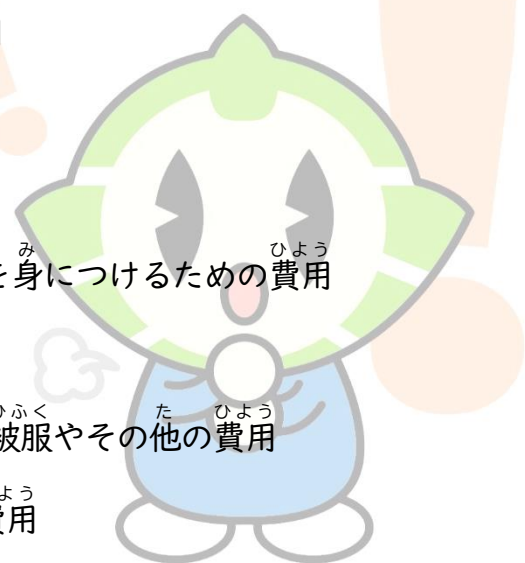
⑦生業扶助 小規模の事業を営む費用

生計の維持に役立つ技術・技能を身につけるための費用

高校就学に必要な費用

就職するために直接必要な被服やその他の費用

⑧葬祭扶助 葬祭をする人の葬祭に必要な費用



ほか りんじてき じゅよう おう いちじてき ふじよ
この他、臨時的な需要に応じるための一時的な扶助もあります。それぞれに

ようけん げんどがく じぜん そうだん
要件や限度額があるため事前に相談してください。

かみ だい せいかつじょうきょう びょうきりょうよう ひつよう
・紙おむつ代(生活状況や病気療養のため必要なとき)

いえ ちんたいけいやく こうしん ひつよう ひよう
・家の賃貸契約の更新に必要な費用

にゅうがくじゅんびきん しょう ちゅうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひよう こうこう
・入学準備金(小・中学校の入学準備に必要な費用) ※高校もあります。

いりょうきかん つういん ひつよう ひよう
・医療機関への通院などに必要な費用

しゅうろうじりつきゅうふきん しゅうろう あんてい ほ ご ひつよう しきゅう
・就労自立給付金(就労が安定し保護を必要としなくなったときに支給)

しんがくじゅんびきゅうふきん こ だいがくとう しんがく さい しきゅう
・進学準備給付金(子どもが大学等に進学する際に支給)

4. 生活保護のしくみ

せいかつ ほ ご
生活保護では、世帯全員の収入と国が定めた月ごとの最低生活費を比べた

ふそくばん ほ ご ひ しきゅう
うえで、その不足分を保護費として支給することになります。

さいていせいかつひ かぞく にんずう ねんれい くに さだ
◎最低生活費は、家族の人数や年齢などをもとにして、国が定めます。

しゅうにゅう せたい はたら え ねんきん てあて しおく りんじしゅうにゅう
◎収入とは、その世帯が働いて得た収入や年金、手当、仕送り、臨時収入
などを合計したものです。

はたら え しゅうにゅう てきせい しんこく おこな しゅうにゅうがく おう きそこうじよ
◎働いて得た収入は適正に申告を行えば、収入額に応じた基礎控除や

ひつようけいひ つうきんこうつうひ こうじよ さいみまんこうじよ みと
必要経費(通勤交通費など)の控除、20歳未満控除などが認められます。

こうこうせい しゅうにゅう じゅぎょうりょう ふそくばん しゅうがくりょこうひ
※高校生のアルバイトによる収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、

かつどうひ だいがく・せんもんがっこう にゅうがくきん そうきじりつ あ みと
クラブ活動費、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認めら

しゅうにゅう にんてい ばあい しんこく そうだん
れるものは収入として認定しない場合があります。申告するときに相談し

てください。

◆生活保護が受けられる場合

さいていせいかつひ くに きじゆん せつてい 最低生活費（国が基準を設定）	
せたいぜんたい しゅうにゆう 世帯全体の収入	せいかつほごひ 生活保護費

↓
しゅうにゆう さいていせいかつひ したまわ
収入が最低生活費を下回るとき

5. 生活保護を申請されたら

- ①同意書を提出していただいたうえで、資産調査をします。
- ②戸籍調査のうえ、扶養義務者に援助の有無の調査表を送付します。
調査をすることが自立の妨げになる場合や、長く交流がなく援助が期待できない場合は調査を控える場合があります。
- ③病気の方は、病院に行って検診を受けていただきます。
- ④保護の要否判定には2週間の期間がかかります。
※調査に時間を要する時は1ヶ月近くかかる場合もあります。
- ⑤保護の要否判定までに病院にいかれる方は、担当ケースワーカーに相談してください。

6. 生活保護を受ける方に守っていただくこと

- ①家族のなかで働ける人はその能力に応じて働き、少しでも収入を増やすように努力してください。
- ②支給されたお金は計画的に消費してください。毎月の収入・支出を自身でしっかりと管理し、かけごとや過度の飲酒など、生活費のムダをなくし、生活の維持・向上に努めてください。

③病びょう気きの人は医師いしの意見いけんに従したがって、早はやく元げん気きな体からだになるよう療りょう養ようしてくだ
さい。

④必ひつ要ような訪ほう問もん・調ちょう査さは拒きよ否ひしないでください。

⑤自じ動どう車しゃの保ほ有ゆうおよび使し用ようは原げん則そくとして認みめられませ
ん。

自じ身しんのものでなく、他た人にん名めい義ぎの車くるまでも同どう様ようです。

⑥次つぎのことについては必かなず届とどけ出でてください。(世せ帯たい員いん全ぜん員いんが対たい象しょう)

(1) 収しゅう入にゅうおよび収しゅう入にゅう額がくの変へん更こうは、すべて申しん告こくしてくだ
さい。

・給きゅう料りょうや内ない職しょく収しゅう入にゅうなど(給きゅう料りょう明めい細さい書しょなど)

・年ねん金きんや恩おん給きゅう、諸しよ手て当あて、雇こ用よう保ほ険けんなどの収しゅう入にゅう(支し払はら通つう知ちなど)

・仕し送おくり

・賞しょう与よや保ほ険けん金きん、慰い謝しゃ料りょうなどの臨りん時じ収しゅう入にゅう

(2) 生せい活かつ状じょう況きやうが変かわったときは、速すみやかかに連れん絡らくしてくだ
さい。

・就しゅう職しょくや退たい職しょくしたとき

・世せ帯たい員いんの転てん出しゅつや転てん入にゅう、妊にん娠しん、結けつ婚こん、死し亡ぼうなど

・進しん学がくや卒そつ業ぎょう、中ちゅう退たいしたとき

・交こう通つう事じ故こなどにあわれたとき

・長ちやう期き間かん留る守すにされるとき

・家や賃ちんや地ち代だいが変かわったとき

・転てん居きょしなければならなくなったとき

・其た他せいかつ生じょう活きやう状きやう況きやうがかわったとき

⑦ 収しゅう入にゅうの有う無むに関かわらず、収しゅう入にゅう申しん告こく書しょを定てい期きてき的ていに提てい出しゅつしてくだ
さい。



7. 指導および指示

世帯の生活の維持・向上その他保護の目的達成のために福祉事務所が行う

指導や指示には従ってください。

次のような場合に、正当な理由がなく従わない場合は、保護を続けることが

できなくなることがあります。(保護の変更・停止・廃止)

① 働ける能力、状況があるのに働こうとしないとき

・ 病気やけがが治っても働こうとしないとき

・ 高校を卒業(中退)したのに就職しようとしていないとき

・ 病人や子供の世話が必要でなくなっても働こうとしないとき

・ 本人の健康状態などから判断して収入が少ないとき

② 活用できる資産があるのに活用しないとき

③ 病気なのに医師の意見に従わず治す努力をしないとき

④ 正しい収入の額を届け出ないとき

⑤ 地区担当員の訪問、調査、資料の提出などに協力しないとき

⑥ 申請した住所で継続した生活をせず他の場所で生活しているとき

8. 病気になったり介護が必要になったとき

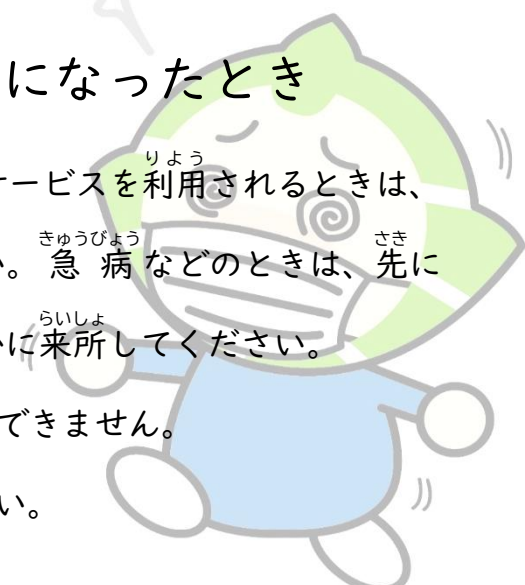
① 病気で受診するときや介護保険による介護サービスを利用される時は、

事前に福祉事務所に来所し申請してください。急病などのときは、先に

受診されてもかまいませんが、後日、速やかに来所してください。

② 同じ病気で2つ以上の病院にかかることはできません。

③ 入院、退院をされたときは連絡してください。



④^{いし しどう したが}医師の指導に従って^{ちりょう つと}治療に努め、^{じぶんかって}自分勝手に^{ちりょう ちゅうだん}治療を中断したり、^{てんいん}転院したりしないでください。

9. ケースワーカーとは

ケースワーカーは、^{ただ ほ ご おこな}正しい保護を行うため、^{ていきてき ひつよう おう}定期的および必要に応じて^{かてい}家庭訪問をします。また、^{ほ ご う}保護を受けている^{せたい せいかつ いじ}世帯の生活の維持・向上をはかるため^{ひつよう しつもん じよげん おこな}必要な質問や助言を行います。

ケースワーカーは^{みな}皆さんの^{そうだんあいて}よき相談相手でもあります。^{こま}困ったことや、^{えんりよ}わからないことがあれば^{そうだん}遠慮なく相談してください。

10. 民生委員とは

^{ふくしじむしょ きょうりよくかんけい}福祉事務所と協力関係にある^{みんせいいいん}民生委員は、^{ちく こま}それぞれの地区の^{ひと}困ってる人たちなどの^{そうだん おう}相談に応じ、^{ふくしじむしょ}福祉事務所への^{はしわた やくわり}橋渡しの役割を^{みな}してもらっている皆さんの^{みじか}身近な^{そうだんあいて}相談相手です。^{あんしん}安心して^{そうだん}相談してください。

11. 個人情報について

ケースワーカー、^{みんせいいいん}民生委員には^{ひみつ まもるぎむ}秘密を守る義務があります。^{みな}皆さんの^{こじん}個人情報^{じょうほう たにん も}を他人に漏らすことはありません。

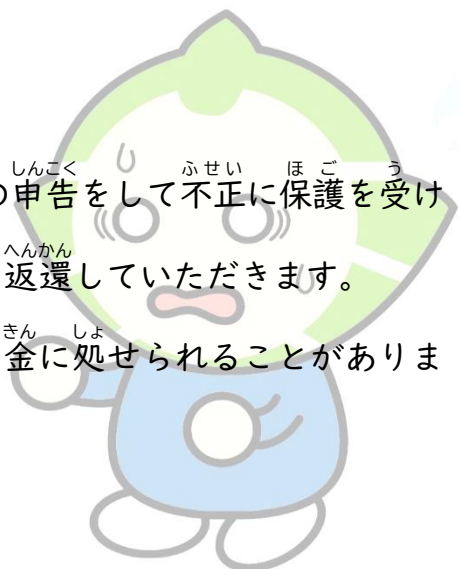
^{れいがいてき かんこうちよう けいさつ}例外的に官公庁、警察などから^{と あ}問い合わせがあった場合は^{ぼあい せいぎ}正規の^{てつづ}手続きに^{もと}基づいて^{こじんじょうほう}個人情報を^{ていきよう}提供する^{ぼあい}場合があります。

12. 保護費の支給

- ① 保護費は原則として毎月5日（土曜日・日曜日・祝祭日のときは、その前日）に支給します。
- ② 保護費として受け取ったお金は、税金がかかったり差押えられたりすることはありません。
- ③ 決定した保護の内容に納得できないときは、決定のあったことを知った翌日から数えて3ヶ月以内に奈良県知事に対して不服申し立て（審査請求）をすることができます。

13. 保護費を返してもらうことがあります

- ① 入院や施設への入所などにより、生活状況が変わった場合
- ② 保護費の支給後に、収入が増えたことがわかった場合
- ③ 資産がありながら保護を受けた場合
 - ・ 保有資産がすぐには処分できず、保護開始後に処分できたとき
 - ・ 年金・手当などをうけられなかった人が、遡って受給したとき
 - ・ 交通事故の賠償金などを受け取ったとき
- ④ 不正に保護を受けた場合
 - 収入があるのに申告しなかったり、ウソの申告をして不正に保護を受けたりしたときは、不正に受けた保護費全部を返還していただきます。
 - また、このときは法律により懲役または罰金に処せられることがあります。



14. 減免をうけられるもの

生活保護を受けた場合、次の料金や税金などが免除または減額されます。

- ①国民年金保険料 ②市・県民税 ③NHK放送受信料 ④保育料

15. 生活保護の原理と原則

生活保護制度は、次のような原理と原則によって行われます。

◎無差別平等の原理 (法第2条)

生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護の要件に当てはまる時は、平等に保護を受けることができます。

◎最低生活の原理 (法第3条)

生活保護法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持できる程度に行われます。

◎保護の補足性の原理 (法第4条)

生活保護は、生活に困窮するものが、生活に直接必要のない資産(たとえば預貯金、証券、株券、生命保険、土地、家、自動車、貴金属など)や、年金や手当、健康保険、雇用保険、労災保険など他制度による給付、親子などの扶養援助、自分たちの働く能力などを、最低生活の維持のために活用することを要件に行われます。

◎申請保護の原則 (法第7条)

生活保護は、原則として本人などからの申請によって行われます。ただし、保護を必要とする方が生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所長の判断で本人からの申請が無くても保護を行うことができます。

きじゆんおよ せいど げんそく ほうだい じょう
◎基準及び程度の原則（法第8条）

せいかつ ほ ご せたい こうせい ねんれい きよじゅうち くに さだ きじゆん
生活保護は、その世帯の構成・年齢・居住地など、国の定める基準にてらし
て、世帯の収入や貯え、資産などを活用しても、なお基準を満たすことがで
きない時に、その足りない分を補う形で行われます。

ひつようそくおう げんそく ほうだい じょう
◎必要即応の原則（法第9条）

せいかつ ほ ご せたい じじょう さいていげんど せいかつ いじ ひつよう おう
生活保護は世帯の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じ
て適切な形で行われます。

せたいたんい げんそく ほうだい じょう
◎世帯単位の原則（法第10条）

せいかつ ほ ご せたい おな いえ せいかつ ひと ぜんたい たいしやう ほ ご
生活保護は世帯（同じ家に生活している人たち）全体を対象として保護が
必要かどうかを決定します。世帯のうち一人だけが生活保護を受けることはで
きません。

と あ さき
《問い合わせ先》

〒639-0251

ならけんかしばしおうさかいっちやうめ ばんち
奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

かしばしふくしじむしょ せいかつしえんか
香芝市福祉事務所 生活支援課

でんわ
電話 0745-43-5350

たいおうじかん げつ きんようび
※対応時間は、月～金曜日の8:30～17:15です。

ど にち しゆくじつ ねんまつねんし きやうむ おこな
土・日・祝日、年末年始は業務を行っていません。



<令和6年4月改訂>